

I 復興計画策定にあたって

1 復興計画策定の趣旨・策定までの経過

平成23年3月11日午後2時46分に起こった東日本大震災は、私たち人類にとって途轍もなく大きく、取り返しのつかない甚大な被害をもたらしました。人的被害は、死者・行方不明者合わせて2万人を超え、多くの人々に悲しみをもたらしました。また、経済的には、直接的被害額だけでも約17兆円に達すると言われています。さらには東日本大震災の津波に端を発する東京電力福島第一原子力発電所における事故によって、本県沿岸・内陸部に高濃度の放射性物質が飛散し、地域住民の財産や雇用といった生活基盤が奪われました。周辺地域に対する風評被害も考慮すれば、その被害の全容は未だ掴むことができない状況です。

本町においては、東日本大震災により、694棟の住宅、工場、公共施設の全壊・半壊・一部損壊、さらには101箇所町道の路面の亀裂や沈下など、全町的に被害が生じました。

特に、山木屋地区においては、突如その全域が原発事故による「計画的避難区域」に指定され、地区住民1,252名の避難先や避難にかかる経費の補償などが、国や東京電力からなかなか示されず、不安に押しつぶされそうになりながら、1か月という短期間に区域外への避難を余儀なくされました。避難後は仮設住宅等においてストレスが高まる中で、今までの生活環境とは程遠い不便な生活を強いられています。また、中心産業である農林業は、放射性物質の飛散により深刻な被害を被っています。原発による経済的な恩恵を受けていない本町の住民は、この原発事故の不安、怒り、憤りでいっぱいであり、言葉では言い表せないものになっています。

平成23年12月26日、政府の東京電力福島第一原発事故調査・検証委員会の中間報告では、東京電力の災害対策の甘さや不手際、発生直後の政府機関の混乱により悪化したことを指摘しています。連絡や情報共有がきちんと進められていれば、住民が無用の放射線を浴びずに済んだはずであり、健康に関することだけに、原子力発電を国策として推進してきた国及び原子力発電事業者の責任は極めて重大です。

こうしたことを受け、国及び電力事業者に対して、引き続き、一刻も早い事故の収束と飛散した放射性物質の除染、被災地域の復興及び賠償・補償に全力で取り組むことを強く求めることとともに、県内の原子力発電所については、すべて廃炉とすることを求めます。

以上のことを踏まえ、本町は、この東日本大震災を乗り越えるため、特に原子力災害の克服により、元気と笑顔に満ち、安心して暮らせる地域を取り戻し、さらに、次の世代に引き継ぐべき豊かな自然を回復すべく、住民相互の絆を一層深め、文化的・経済的に発展した新たな地域社会を構築できるよう、果敢に取り組んでいくための道標として「川俣町復興計画」を策定します。

(1) 復興計画（第1次）の策定

東日本大震災からの再生・復興に対する基本的な考え方や方向性を示すとともに具体的な取り組みを示すため、平成24年3月5日、川俣町復興計画（第1次）を策定しました。

また、計画の策定にあたっては、川俣町復興会議をはじめ、自治会役員会、山木屋地区青壮年懇談会などを開催し、広く住民の意見反映に努めました。

(2) 復興計画（第2次）の策定

復興計画（第1次）策定以降、避難生活を強いられている住民を取り巻く状況は日々刻々と変化し、それに伴う新たな課題への対応が求められています。

また、住民のニーズや環境の変化に応じた対応が必要となっています。

このような中、避難の長期化に伴う支援強化、帰還を加速する取り組みなど、本町の復興に欠くことのできない施策について、川俣町復興会議での意見等を踏まえ、平成25年7月8日、川俣町復興計画（第2次）を策定しました。

(3) 復興計画（第2次）の一部改定

復興計画（第2次）策定後の国や県が策定した各種復興計画・方針との整合性を図るとともに、新たに発生した課題等について対応し、また、復旧・復興の進捗状況にあわせた内容の追加・修正により、平成26年7月28日、川俣町復興計画（第2次）の一部を改訂しました。

2 復興計画の位置付け

本復興計画は、第5次川俣町振興計画（計画期間:平成23年度～34年度）の策定後に甚大な被害をもたらした東日本大震災による新たな課題と問題に対処するため、第5次川俣町振興計画で策定した施策を見直し、第5次川俣町振興計画を補完するために策定するものです。したがって、まちづくりにおける

長期的な指針は、第5次川俣町振興計画を基本としつつ、新たな課題や問題に対処するために強化・加速化すべき施策や、新たに追加すべき施策をこの計画で特別に策定します。

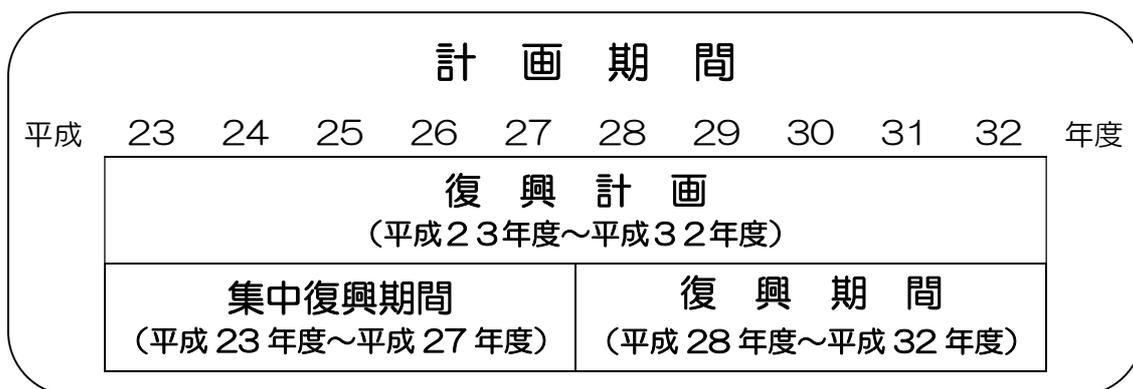
復興計画の範囲は、本町が主体となって推進する施策のほか、国、県などの公共機関や、町民、事業者などの民間団体が実施する施策も含めることとします。

また、平成23年度において東日本大震災直後から本町が実施している施策も含めることとします。

3 復興計画の構成と期間

本復興計画は、長期化が懸念される原子力災害を克服するための相応の時間を考慮し、10年間を目途として取り組みの方向性を示し、復興施策を進めます。また、当初5年間で、集中的に復興施策を展開する集中復興期間とします。

なお、今後、原発事故の事態の収束状況、国や県による復旧復興施策の進展、国や県からの支援を含む町の財政事情等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。



4 復興計画策定の背景

第5次川俣町振興計画の策定にあっては、その背景として、7つの社会動向、「人口減少、超少子高齢社会の到来」、「地球環境問題の進行」、「景気後退と産業構造や就業形態の多様化」、「価値観の多様化の進展」、「国際化の進展」、「高度情報化の進展」及び「自立した行政基盤の確立」、並びに、5つの本町の特性である、「美しい自然環境を有するまち」、「人口と世帯の動向」、「先駆的な活動を展開する自治会」、「創造性豊かな文化・芸術活動」、「確かな品質を誇る地域ブランド」を基本としています。

本復興計画の策定にあっては、その背景として、東日本大震災による影響や

新たに生じた事象として、次の社会動向や特徴を考慮して策定する必要があります。

(1) 放射性物質と風評被害への対応

本町は、絹製品や川俣シャモなど全国区の地域ブランドを有しており、住民や各種関係団体のアイデアなども取り入れながら、販売拡大や新たなブランド品の開発に取り組み、ブランド力の面的・質的広がりを図ってきました。

しかし、放射性物質の飛散による被害とともに、「川俣産」であること、あるいは「福島産」であることだけで、確たる科学的根拠もないまま、風評被害を受けることとなってしまいました。こうした被害は、農林産品や繊維製品などに限らず、工業製品を生産する被災企業の操業再開や新たな企業誘致に悪影響をもたらしています。

町としては、国や県と連携しつつ、農林産品や工業製品などの風評被害を払拭するため、放射線量の測定体制を強化するとともに、正確な情報発信や物産展などの開催によって、「川俣ブランド」の復活に努める必要があります。

(2) 東日本大震災により一段と早まる少子高齢社会への対応

本町の人口は、平成2年の20,001人から平成22年には15,569人まで減少し、高齢化率も3割を超えています。これまで、本町は人口減少と少子高齢化が徐々に進行する傾向にありましたが、東日本大震災により、山木屋地区をはじめとした住民の町内外への避難、さらには町外から本町への避難など、住民動向に大きな変化が生じました。

このような状況を踏まえ、町としては、引き続き少子高齢社会に的確に対応するとともに、今般の急激な人口移動に伴って新たに発生した行政ニーズに迅速に応える必要があります。

(3) 地域コミュニティの変化への対応

本町では、住民一人ひとりの参画と連帯によって、より良い地域を構築するため、14の自治会が結成され、各自治会が積極的に特色ある事業を展開することによって、自治会中心の地域づくりが行われてきました。また、ボランティアやNPO法人などの各種団体により、高齢者の生活支援や子育て支援などの福祉活動も行われてきました。

しかし、東日本大震災により、人口の急激な移動が生じたことから、これまでのように地域の「絆」を維持しつつ、新たに再編されたコミュニティに

においては、住民の心のケアも含め、住民相互に助け合えるような新たな「絆」が構築されるよう、行政としても支援していく必要があります。

(4) 環境問題、電力不足・脱原発等エネルギー問題への対応

原発事故の反省に立って、国においては、電力やエネルギー供給構造の再検討に向けた議論がなされており、県においても脱原発を掲げ、省資源・省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの導入など、電力・エネルギー問題に取り組んでいくこととしています。

これまで、本町は、環境問題への対応として、廃棄物の適正処理を進めるとともに、循環型社会への更なる移行を目指して3R（削減：Reduce、再利用：Reuse、再生：Recycle）を推進し、さらには地球温暖化防止対策や公衆衛生の向上に努めてきました。

今後は、エネルギー問題に関しても、脱原発の考えに沿ってエネルギー利用の一層の効率化を図るなど需要者側に立って省エネルギーの促進に努めるとともに、公共施設などにおける再生可能エネルギーの導入など、エネルギーの供給者側としての取り組みも行っていく必要があります。

(5) 行政ニーズの増大に伴う財政支出の増大への対応

本町は、厳しい財政状況の中、地方分権や住民ニーズの多様化に対応しつつ、自立した行政運営を図るため、収入構造や支出構造を見直し、効率的・効果的な行政運営に努めてきました。しかし、東日本大震災により新たな行政需要が発生し、復興施策も必要となっているため、財政的負担が高まっています。

このような状況を踏まえ、町としては、住民のニーズに対応しつつ、復興施策を円滑に実施するため、行政運営の効率化に努めるとともに、国や県の補助など、新たな財源や資源の確保に努める必要があります。

(6) 世界及び我が国の経済情勢の変化への対応

ここ数年来、我が国の製造業を取り巻く環境は、新興国の発展に伴い海外市場が拡大し競争が激化しています。また、欧米諸国における経済情勢や財政状況の悪化に伴い先行きの不透明感も高まっています。このように、生産設備の立地を含め、企業経営が一層難しくなっています。

こうした困難な情勢の中、国内の他地域や東南アジアなど国外の地域の競争を制し、新たな産業を本町に誘致するなど、町の産業振興が求められています。また、本町の既存産業における事業への取り組みなどを支援する必要

があります。

(7) 避難者の個別意向への対応（平成 25 年 7 月 8 日時点）

東日本大震災の発生から 2 年が経過しましたが、未だに多くの住民が仮設住宅などでの生活や、地元を離れての避難生活を強いられています。また、放射線による健康不安や生活の再建など、未だ多くの切実な課題に直面しているのが現状です。

山木屋地区住民アンケートの結果からは、地区の効果的かつ計画的な除染を条件に、約 6 割の住民が帰還を希望していることが明らかになりました。また、除染以外にも、生活環境の安全性の確保、今後の継続的な健康管理、農業従事者・自営業者等の事業再開支援、住宅の修繕に係る支援など、帰還に際しての様々な意見が挙げられました。その一方で、放射線への不安から帰還を希望しない住民も約 3 割おり、個別意向に応じた支援が求められています。

さらに、復興公営住宅に係るアンケート結果でも回答率が 60%のうち、入居を希望する方が 194 件あり、回答者の 62%が入居を望んでいる現状にあります。

引き続き、全町的な除染を進めるとともに、帰還に向けた支援制度の整備や営農再開に向けた農地の保全管理などを行い、住民の帰還を促進する必要があります。さらには、戻りたくても戻れない住民、特に子育て世帯や一人暮らしの高齢者に対しては、生活を守り支えるための復興公営住宅の建設などの支援施策を推進する必要があります。